

～児童扶養手当受給者のみなさまへ～

令和7年4月からの手当額改定のお知らせ

令和7年4月から手当額(月額)が次のとおり改定されますので、お知らせいたします

記

区分 \ 手当月額	令和7年3月まで	令和7年4月から
扶養児童(1名)〈全体額〉 全部支給	45,500 円	46,690 円
一部支給	45,490 円～10,740 円	46,680 円～11,010 円
第2子以降加算額(1人につき) 全部支給	10,750 円	11,030 円
一部支給	10,740 円～5,380 円	11,020 円～5,520 円

【お問い合わせ先】

積丹町役場	振興局
住民福祉課 児童扶養手当担当 電話:0135-44-2113	北海道後志総合振興局 社会福祉課子ども子育て支援室 電話:0136-23-1956